

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：令和4年2月24日（令和4年（独情）諮問第12号）

答申日：令和5年3月27日（令和4年度（独情）答申第73号）

事件名：教育学部附属中等教育学校に係る特定年度職員会議資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年8月5日付け第2021-5号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人の経歴に関する記載及びURL並びに添付資料は省略する。

(1) 開示請求の経緯

2021年3月31日、審査請求人は、東京大学教育学部附属中等教育学校（以下「附属学校」という。）教職員らの生徒会活動への対応や考え方などを知りたいと考え、法3条に基づき、処分庁に対し、所定の事項を記載した書面（資料2参照。以下「開示請求書」という。）により、「「職員会議校報特定年度A」法人文書ファイルに含まれる文書その他貴学教育学部附属中等教育学校の特定年度A中の職員会議における資料および議事録・議事要旨などの文書一切。」との法人文書（以下「請求文書」という。）の開示請求（以下、第2において「本件開示請求」という。）をした。

なお、「文書」とは、東京大学情報公開規則（平成16年4月1日東大規則第135号）2条1項本文において「文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。〈中略〉）を含む。〈中略〉）」と規定されるところ、開示請求書における「請求する法人文書の名称等」

の記載中にある「文書」の語はこれと同じ意味で用いるものである（以下、第2において用いる「文書」の語についても同様とする。）。

(2) 原処分の内容

本件開示請求に対し、処分庁は、2021年5月6日付で、法11条を適用し、その旨の書面（資料3）を審査請求人に通知した上、2021年5月31日付で、1枚2頁に亘る「大学院教育学研究科・教育学部保有の特定年度A 職員会議資料のうち、先行開示部分（第1回次第）を開示する決定（以下、第2において「本件先行処分」という。）をし、その旨の書面（資料4）を審査請求人に通知した。

審査請求人は、本件先行処分にに基づき、法人文書の開示を受けた。

処分庁は、2021年8月5日付で、「特定年度A 職員会議資料（479枚957頁）第1回98頁、第2回12頁、第3回35頁、第4回33頁、第5回31頁、第6回50頁、第7回39頁、第8回26頁、第9回32頁、第10回44頁、第11回76頁、第12回43頁、第13回29頁、第14回29頁、第15回53頁、第16回32頁、第17回77頁、第18回26頁、第19回29頁、第20回20頁、第21回28頁、第22回25頁、第23回27頁、第24回28頁、第25回35頁（令和3年5月6日付けで、法11条を適用した文書の残りの部分）」のうち次記以外の部分を開示する決定（原処分）をし、その旨の書面（資料1。以下「開示決定通知書」という。）を審査請求人に通知した。

ア 生徒の氏名

イ 卒業生氏名及び職名

ウ 学部・大学院生氏名

エ 短時間勤務有期雇用職員等の氏名・メールアドレス

オ 個人の携帯番号

カ 教職員連絡網

キ 個人のメールアドレス

ク 業者の担当者の印影

ケ 教員の休暇予定表等

コ 文書を保存しているファイル名及びフォルダ名

サ 科学研究費補助金の申請件数

シ 単位放棄科目とその人数

ス 図書館運営費執行額の内訳

セ 公開研究会の決算

ソ コピー機リース料金

タ 卒業記念品の額

チ いじめ対策委員会の内容

- ツ 課題別学習別の予算額
- テ 指定校推薦一覧
- ト 文部科学省委託事業の所要経費内訳
- ナ 校内PHS番号
- ニ 古本市の売上金額
- ヌ 公開研究会の支出予定内訳
- ネ 音楽祭に要する費用
- ノ 银杏祭活動補助費の残金
- ハ コンピュータリース料金
- ヒ 学校評価結果
- フ CALL教室改修費用の内訳
- ヘ 部活動補助費の残金
- ホ 公開研究会の決算書
- マ 教科経費等の執行額
- ミ 保健室の来室状況等
- ム 校内委員会の委員名
- メ 「部活動のあり方」
- モ 不正行為に関する生徒手帳の改訂案の内容
- ヤ 学校内の予算額・決算額（案）
- ユ 授業検討会での意見交換内容
- ヨ いじめ対策委員会のアンケート内容
- ラ 银杏祭に関する意見交換
- リ 文部科学省研究開発希望調書の案文
- ル 宿泊行事における課題
- レ 教育実習アンケート結果
- ロ 試験監督マニュアル・テストの心得改訂案
- ワ 健康診断アンケート結果の内容
- ヲ 再任用教員の任務についての意見交換
- ン 教科書採択に関する意見交換
- a 課題別学習の宿泊研修に関する意見交換
- b 卓越教職大学院及び新たなセンター創設の構想案の文書
- c 主幹教諭のあり方
- d 教育実習のあり方
- e 银杏祭教員アンケートまとめの内容
- f 银杏祭生徒アンケート集計結果
- g 学校生活調査集計結果
- h 宿泊行事総括での生徒の意見等
- i 見積書のうち、業者名や、見積金額、担当者等

- j 定期考査における出来事
- k 成績会議の内容
- l 卒業認定に関する取扱い
- m 次年度の推薦・一般選抜用募集要項案
- n 一般選抜に関する記述
- o センター試験自己採点結果等
- p 卒業研究アンケートの内容
- q 論文執筆のための研究調査協力の内容
- r 教員からの研究協力依頼・計画書
- s 教員採用選考に関する記述
- t カリキュラムでの勤務時間のあり方
- u 専任教諭の公募内容
- v 再任用教諭の勤務内容
- w 教職員数の内訳
- x 図書室における職員配置の現状等
- y いじめ等生徒の個別の案件に関する文書等

なお、審査請求人は、原処分により開示の対象となる法人文書には職員等の名前等とともにその発言内容等として「附属学校における審議又は協議に関する情報」が記載されている可能性があるところ、「議事録開示を検討するにあたっては、その全部を開示することが不開示情報に該当するとき、発言者名を開示するか発言内容を開示するかの選択が必要になることがある。一般的には、発言者名を不開示とすることで発言内容を開示することが説明責任を果たすうえで有益と考えられる」（平成25年度（行情）答申第258号，同旨平成23年度（行情）答申第561号。森田明「論点解説 情報公開・個人情報保護審査会答申例」（日本評論社，2016年）187～188頁参照）ものの、仮に当該法人文書に前記のような選択が必要な部分があり、かつ発言内容に相当する部分を不開示とすることで発言者名に相当する部分を開示するものとされている場合、一たび当該法人文書の開示の実施がされると、以後発言内容に相当する部分の開示を受けられなくなることから、開示の実施の申し出は当該審査請求に対する裁決を待つこととし、原処分に基づく法人文書の開示を受けていない。もっとも、前記のような選択が必要な部分等を含まないと推測される法人文書に限って開示の実施を申し出ること等も検討したが、開示決定通知書の記載からは不開示部分の箇所や概要等が定かでなく、そうした区分もできないことから、斯様な方法による開示の実施の申し出も困難であると判断した次第である。

(3) 原処分の違法・不当事由

- ア 理由付記に違法ないし不当な点があること

開示決定通知書において、不開示部分について頁の記載等による特定がされていないことから、不開示部分と不開示理由との対応関係を正確に把握できない状況である。以上によれば、原処分について、処分庁が対象文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたかが明らかでないから、法9条1項および行政手続法8条に照らし違法ないし不当である（同旨、平成26年度（行情）答申第262号）。

イ 不開示部分が不開示情報に該当しないこと

不開示部分は、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないと考えられる。

もっとも、上記（2）に述べた通り、審査請求人は原処分に基づく法人文書の開示を受けることができず、本事由について効果的な主張をすることが必ずしも容易でない。しかるところ、その要因として、上記アの事情により開示決定通知書の記載からは不開示部分の箇所や概要等が定かでないことが挙げられることから、審査庁においては、本事由について判断するまでもなく、上記アの事由により原処分を取り消されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

本説明書は、令和3年8月5日付け第2021-5号で開示請求者あてに行った本件対象文書に係る部分開示決定につき、審査請求人から審査請求がなされた件について、理由を説明するものである。

(1) 本件対象文書について部分開示とした理由

特定された本件対象文書は、「附属学校が保有する特定年度A職員会議資料（令和3年5月6日付けで、法11条を適用した文書の残りの部分）」である。

本件対象文書は、特定年度Aの25回からなる職員会議資料で、先行開示の次第2枚を除く957枚である。本件対象文書のうち、①生徒の氏名、卒業生氏名及び職名、学部・大学院生氏名、短時間勤務有期雇用職員等の氏名・メールアドレス、個人の携帯番号、教職員連絡網、個人のメールアドレス、業者の担当者の印影、教員の休暇予定表等については個人に関する情報であって、個人名その他個人を識別でき、又は、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもので、法5条1号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものが記されている部分を不開示、②文書を保存しているファイル名及びフォルダ名、科学研究費補助金の申請件数、単位放棄科目とその人数、図書館運営費執行額の内訳、公開研究会の決算、コピー機リース料金、卒業記念品の額、いじめ対策委員会の内容、

課題別学習別の予算額，指定校推薦一覧，文部科学省委託事業の所要額経費内訳，校内PHS番号，古本市の売上金額，公開研究会の支出予定内訳，音楽祭に要する費用，銀杏祭活動補助費の残金，コンピュータリースの決算書，教科経費等の執行額，保健室の来室状況等については，公にすることにより，今後の附属学校における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり，法5条4号柱書に該当するため不開示，③校内委員会の委員名，「部活動のあり方」，不正行為に関する生徒手帳の改訂案の内容，学校内の予算額・決算額（案），授業検討会での意見交換内容，いじめ対策委員会のアンケート内容，銀杏祭に関する意見交換，文部科学省研究開発希望調書の案文，宿泊行事における課題，教育実習アンケート結果，試験監督マニュアル・テストの心得改訂案，健康委診断アンケート結果の内容，再任教員の任務についての意見交換，教科書採択に関する意見交換，課題別学習の宿泊研修に関する意見交換，卓越教職大学院及び新たなセンター創設の構想案の文書，主幹教諭のあり方，教育実習のあり方，銀杏祭教員アンケートまとめの内容，銀杏祭生徒アンケート集計結果，学校生活調査集計結果，宿泊行事総括での生徒の意見等については，これまで審議してきた意見や案が記載されており，附属学校における審議又は協議に関する情報であって公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり法5条3号に該当するとともに，公にすることにより，今後の附属学校における業務の適正な運営に支障をおよぼすおそれがあり，法5条4号柱書に該当するため不開示，④見積書のうち，業者名や，見積金額，担当者等公にすることにより，当該業者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては，法5条2号イに該当するため不開示，⑤定期考査における出来事，成績会議の内容，卒業認定に関する取扱い，次年度の推薦・一般選抜用募集要項案，一般選抜に関する記述，センター試験自己採点結果等については，定期考査の手法や成績会議の具体的内容が詳細に記載されており，公にすることにより，今後の附属学校における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号柱書に該当するとともに，定期考査や成績などの事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれがあり，同条4号ハに該当するため不開示，⑥卒業研究アンケートの内容，論文執筆のための研究調査協力の内容，教員からの研究協力依頼・計画書については，公にすることにより，今後の附属学校における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり，法5条4号柱書に該当するとともに，公にすることにより，自由な発想，創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ，能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり，法5条4号ホに該当するため不開示，⑦教員採用選考に関する記述，カリキュラムでの勤務時間

のあり方、専任教諭の公募内容、再任用教諭の勤務内容、教職員数の内訳、図書室における職員配置の現状等については、公にすることにより、附属学校における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書に該当するとともに、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号へにより不開示、⑧いじめ等生徒の個別の案件に関する文書等については、個人に関する情報であって個人名その他個人を識別でき、又は、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するもので、法5条1号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものが記されている部分を不開示とするとともに、附属学校における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書に該当するため不開示。以上、法5条各号に該当する部分について不開示とする部分開示決定を令和3年8月5日に行った。

これに対して審査請求人は、令和3年11月8日受付けの審査請求書により、原処分を取り消しを求めている。

(2) 審査請求人の主張とそれに対する諮問庁の見解

審査請求人は、「不開示部分について頁の記載等による特定がされていないことから、不開示部分と不開示理由との対応関係を正確に把握できない。対象文書のどの部分をどのような根拠をもって不開示としたか明らかでないから法9条及び行政手続法8条に照らし違法ないし不当であり、原処分を取り消されたい。」と主張している。

本件対象文書については、開示する法人文書の名称欄に会議の回数と会議毎に枚数を付して開示決定している。また、開示決定文書には、頁を付しており、被覆箇所ごとに不開示条文を付している。審査請求人は、不開示部分について頁の記載等による特定がされていないことから、不開示部分と不開示理由との対応関係を正確に把握できないと主張しているが、審査請求人は開示決定通知書の送付後に開示の実施についての申出書を提出せず、開示の実施を受けていないために、本件対象文書の不開示部分と不開示理由がわからないものと思われる。

(なお、審査請求書受理後に、審査請求人に対して開示実施を受けてほしい旨を改めて連絡したが、開示実施を受けないまま、現在に至っているところである。)

職員会議資料は、基本的には審議、検討又は協議に関する情報であり、処分庁としては、支障のない範囲で部分開示決定をしており、開示に支障のない部分については、開示しているところである。不開示理由については、開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」並びに上記1に記載した①から⑧の不開示理由のとおりである。

また、「開示する法人文書の名称」欄には、会議の回数と会議毎の枚

数を明記しており、かつ、各頁の不開示箇所部分に、不開示条文を付し、不開示理由欄については、不開示箇所が判明するよう不開示文書名・不開示事項名等を不開示理由別に明記しているところであり、法9条1項及び行政手続法8条に照らして違法ではなく、適正に開示決定を行っており、不開示理由の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆す特段の事情も認められない。

したがって、処分庁の決定は妥当なものであると判断するとともに、審査請求人の主張は支持できない。

(3) 結論

以上のことから、諮問庁は、本件について原処分維持が妥当と考える。

2 補充理由説明書

(1) 経緯等

原処分に対する審査請求について、当該審査請求の内容等を踏まえ、改めて検討した結果、原処分において不開示とした部分の不開示理由を一部補充して説明する。

(2) 不開示理由の補充説明

審査請求を受け、不開示部分について附属学校担当者に改めて確認を行った。確認を行った結果、見積書の一部を不開示としているが、その不開示理由を補充したいとの申し出があった。

原処分において、見積書については、「見積書のうち、業者名や、見積金額、担当者名等公にすることにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、法5条2号イに該当するため不開示とする。」を決定通知書の不開示理由に記載したが、この見積は、附属学校の普通教室や特別教室への各諸室にプロジェクターを設置するというものである。また、プロジェクター設置に要する経費は、保護者から徴収することで実施可能となっており、附属学校予算とは別のものである。

当該不開示部分は本来その情報を取り扱うことが予定されている関係の教職員（以下「関係教職員」という。）以外の者には知らせないことを前提として運用しているものであるが、不開示部分が公になると、見積書の提出を依頼する業者の選定、金額の多寡に関して、適切性等に対する問い合わせがなされ、その対応に忙殺されることにより、今後の附属学校の物品等調達事務の適正な遂行に支障が生じる状況になるおそれがある。また、費用の見積金額という、一般的に他の業者に知られたくない情報であるとともに、附属学校における調達金額の算出の基礎となる情報を公にすることが、今後の業者との交渉に悪影響を及ぼす可能性が高く、この点からも、附属学校の物品等調達事務の適正な遂行に支障が生じる状況になるおそれがある。

したがって、見積書の不開示理由については、「見積書のうち、業者名や、見積金額、担当者名等公にすることにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、法5条2号イに該当するとともに、今後の附属学校の物品等調達事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあり、法5条4号柱書に該当するため不開示とする」に改めたいと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年2月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月15日 審議
- ④ 令和5年2月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月27日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年3月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ、3号並びに4号柱書き、ハ、ホ及びヘに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分は、別紙の2①及び②に掲げる各部分であることが認められる。

なお、当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて確認させたところ、処分庁は、法人文書開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄に、各不開示条文ごとの事項名末尾に「等」を記しているが、これは、記載している事項名は例示的なものであり、全ての事項名を必ずしも記載できていないことも考慮し、「等」を記したものである（最後に書かれた事項名に係る「等」のみが記載されているわけではない）とのことである。

(1) 別紙の2①に掲げる部分について（法5条1号情報）

ア 別紙の2①の表中1欄に掲げる「特定年度A入試結果一覧」における不開示部分は、生徒の入試結果に関する情報であって、当該当事者等の氏名等は記載されていないものの、これを公にすると、関係者等一定の者には当該当事者等を特定することが可能であり、これら一定範囲の者に個人的な情報が知られることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条1号本文後段に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないので、不開示としたことは妥当である。

イ 上記ア以外の不開示部分については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、諮問庁は、生徒等の個人情報については公にしていないとのことであり、当該不開示部分について同号ただし書イに該当するとすべき事情は認められない。加えて、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に該当するとすべき事情も認められない。また、当該不開示部分は、特定の個人を識別できることとなる記述等の部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別紙の2②に掲げる部分について（法5条4号柱書き情報）

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、別紙の2②の表中1欄に掲げる各不開示部分の不開示理由について、同表中2欄に掲げるとおり説明する。

イ 本件対象文書の記載等に鑑みれば、各不開示部分を公にした場合に生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、いずれも不合理であるとまではいえず、これを否定し難い。

したがって、当該不開示部分は、法5条4号柱書きに該当すると認められ、同条1号、2号イ、3号並びに4号ハ、ホ及びヘについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 理由の提示について

審査請求人は、審査請求書において、原処分不開示理由の提示が十分でない旨主張しているが、当審査会において、諮問書に添付された本件開示請求に係る法人文書開示決定通知書の写しを確認したところ、本件理由付記をもって、原処分を取り消さなければならないほどの違法があるとまでは認め難い。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、3号並びに4号柱書き、ハ、ホ及びヘに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び4号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イ、3号並びに4号ハ、ホ及びヘについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 泉本小夜子, 委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象文書

特定年度A 職員会議資料（479枚957頁）第1回98頁，第2回12頁，第3回35頁，第4回33頁，第5回31頁，第6回50頁，第7回39頁，第8回26頁，第9回32頁，第10回44頁，第11回76頁，第12回43頁，第13回29頁，第14回29頁，第15回53頁，第16回32頁，第17回77頁，第18回26頁，第19回29頁，第20回20頁，第21回28頁，第22回25頁，第23回27頁，第24回28頁，第25回35頁（令和3年5月6日付けで，法11条を適用した文書の残りの部分）

2 本件対象文書の不開示部分

①（法5条1号に該当するとして不開示とされた部分）

| 1 件名 | 2 不開示部分の内容 |
|-----------------|------------------|
| 校報 各部からの報告事項 | 生徒氏名 |
| 校報 委員会からの報告事項 | 生徒の留学に関する具体的内容 |
| 学校体制について | 事務補佐員等非常勤職員の氏名 |
| 入学式実施要項 | 生徒氏名 4箇所 |
| 始業式実施要項 | 生徒氏名 2箇所 |
| 職員等メールアドレス一覧 | 非常勤職員の氏名，メールアドレス |
| 科目選択一覧 | 生徒の氏名，選択科目等 |
| 課題別学習履修者一覧 | 生徒氏名等 |
| 卒業研究一覧，テーマ一覧 | 生徒氏名，テーマ等 |
| 卒業生からのメッセージ | 卒業氏名，大学名等 13箇所 |
| 各部からの報告事項，生徒の動静 | 生徒氏名，動静の内容 |
| 追試課題結果 | 生徒氏名，可否の内容 |
| 課題別学習関係文書 | 教諭個人の携帯番号 |
| 生徒会一覧 | 生徒氏名等 |
| 特定年度A入試結果一覧 | 生徒が受験した大学一覧 |
| 校報議題 | 院生氏名 |
| 生徒の動静 | 生徒氏名，動静の内容 |
| 各部からの報告事項 | 生徒氏名 |
| 教職員連絡網 | 携帯番号，自宅電話番号 |
| 各部からの報告 | 生徒氏名の箇所 3箇所 |
| 特定年度A委員一覧 | 生徒氏名 |
| 各部からの報告 | 単位放棄人数，氏名 |
| 教育実習生一覧 | 実習生の氏名 |

| | |
|---------------|---------------------|
| P T Aからの個別文書 | P T A氏名，個人のメールアドレス |
| 校報 審議事項 | 審議事項 留学に関する案件 |
| 生徒の家族忌引 | 生徒氏名 |
| 学校説明会実施要項 | 卒業生氏名 |
| 前期中間成績会議回収資料 | 生徒の欠席，遅刻等氏名，動静の内容 |
| 銀杏祭の企画文書 | 生徒氏名 |
| 校報 前回会議記録 | 生徒氏名 |
| 校報 審議事項 | 生徒氏名 |
| 各部からの報告事項 | 生徒氏名 |
| 生徒の家族忌引 | 生徒氏名 |
| 銀杏祭の企画文書 | 生徒氏名 |
| 夏季休業日電力契約 | 担当者の印影 |
| 校報 前回会議記録 | 生徒の復学内容 |
| 校報 生徒の家族忌引 | 生徒氏名 |
| 授業での個別案件 | 生徒氏名 |
| 緊急時連絡先 | 副校長の携帯電話番号 |
| 教諭の夏季休業予定表 | 教諭の夏季休業予定の部分 |
| 課題別学習関係文書 | 教諭個人の携帯番号 |
| 銀杏祭参加団体一覧 | 生徒氏名 |
| 宿泊行事報告 | 生徒の個別事情 3箇所 |
| 校報 会議議題 | タイトル (いじめに関する事項のため) |
| 校報 審議事項 | 審議事項 留学に関する案件 |
| 校報 副校長報告事項 | 生徒氏名 |
| 校報 生徒氏名の変更 | 生徒氏名 |
| 銀杏祭実施要項案 | 生徒氏名 |
| 屋台実施要項案 | 生徒氏名 |
| 銀杏祭テーマソング | 生徒氏名 |
| 銀杏祭生徒所属一覧 | 生徒氏名 |
| 京都大出張報告 | 生徒氏名，生徒の顔写真 |
| 校報 前回会議記録 | 生徒氏名 3箇所 |
| 生徒の状況，生徒家族の忌引 | 生徒氏名 |
| 学校説明会実施要項 | 卒業生氏名 |
| 前期末成績会議資料 | 生徒氏名，評点，出席日数等 |
| 銀杏祭企画書 | 生徒氏名 4箇所 |
| 校報 前回会議記録 | 生徒氏名 |
| 校報 各部からの報告事項 | 生徒の休学期間 |

| | |
|---------------|-------------------|
| 校報 委員会からの報告事項 | 生徒の受験状況 |
| 校報 教科からの報告事項 | 生徒氏名 |
| 校報 各部からの報告事項 | 生徒の休学について |
| 校報 各部からの報告事項 | 学級委員の生徒氏名 |
| 校報 学年からの報告事項 | 生徒家族の忌引 |
| 校内電話番号表 | 事務補佐員氏名 |
| 学校説明会実施要項 | 卒業生氏名 |
| 校報 前回会議記録 | 生徒氏名 |
| 校報 各部からの報告 | 生徒氏名 |
| 校報 各部からの報告 | 生徒氏名 2箇所 |
| 校報 各部からの報告 | 生徒氏名 2箇所 |
| スキー実習履修者一覧 | 生徒氏名 |
| 校報 前回会議記録 | 生徒氏名 2箇所 |
| 校報 各部からの報告 | 生徒氏名 |
| 校報 各部からの報告 | 生徒氏名 2箇所 |
| 後期中間成績会議回収資料 | 生徒の欠席，遅刻等氏名，動静の内容 |
| 校報 前回議事記録 | 生徒の個別案件 |
| 校報 各部からの報告事項 | 生徒家族の忌引 |
| 次年度選択科目一覧 | 生徒氏名 |
| 校報 各部からの報告事項 | 生徒家族の忌引 |
| 卒業判定会議資料 | 生徒の欠席，動静の内容 |
| 会議議題 生徒の個別案件 | 生徒の個別案件内容 |
| 校報 前回会議記録 | 生徒の個別案件内容 |
| 校報 各部からの報告 | 生徒氏名 |
| 校報 各部からの報告 | 生徒氏名 |
| 校報 各部からの報告 | 生徒のケガ |
| 校報 各部からの報告 | 生徒氏名 2箇所 |
| 双生児一覧 | 双生児の氏名 |
| 校報 前回会議記録 | 生徒氏名 |
| 校報 前回会議記録 | 生徒の個別案件 |
| 校報 前回会議記録 | 生徒の個別案件 |
| 校報 各部からの報告 | 卒業研究の生徒氏名等 |
| 課題別学習発表会 | 生徒氏名 |
| 推薦入試結果 | 生徒氏名 |
| 校報 各部からの報告 | 生徒氏名 |
| 校報 各部からの報告 | 生徒氏名 |
| 校報 各部からの報告 | 生徒氏名 2箇所 |

| | |
|-----------------|------------|
| 執筆依頼 | 大学院生氏名 |
| 卒業式実施要項案 | 生徒氏名 2箇所 |
| 図書委員による店頭選書 | 生徒氏名 |
| 校報 各部からの報告事項 | 生徒氏名 |
| 校報 各部からの報告事項 | 生徒家族の忌引 |
| 学年末成績会議資料 | 生徒の情報 |
| 入学式実施要項案 | 生徒氏名 3箇所 |
| スポーツ振興センター申請者一覧 | 生徒氏名, 傷病名等 |
| インフルエンザによる出席停止 | 生徒氏名 |

② (法5条4号柱書きに該当するとして不開示とされた部分)

次表の1欄に掲げる内容 (の記載)

| 1 不開示部分の内容 | 2 諮問庁の説明 |
|-----------------------|--|
| 文書を保存しているフォルダ名及びファイル名 | 附属学校では、各教職員がイントラネット上の共有のフォルダ及びファイルに学校運営上必要な様々な情報を作成・保存しているが、当該文書の保管場所や名称が、関係教職員以外の者に知られることになれば、ファイルの盗難、改ざん、個人情報の漏えいなどの情報セキュリティ上のリスクが高まるおそれがあり、開示することはできない。 |
| 科学研究費補助金の申請件数 | 科学研究費補助金については、国に採択された場合は、国のホームページ等でその内容等が公になっている。全体での申請件数は国のホームページ等で公になっているものの、各機関個別の申請件数は公になっていない。申請件数を公にした場合、どの程度の教諭が申請して、どの程度の教諭が申請していないという状況が明らかとなる。また、外部からの批判等も予想され、今後の今後の附属学校の科学研究費補助金取りまとめの業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあり、開示することはできない。 |
| 単位放棄科目とその人数 | 単位放棄については、高等学校課程における単位修得と密接に関係しており、その授業科目や単位放棄した生徒がどの程度いるかについては、関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報で、これを公にした場合、今後の授業科目編成にも影響を及ぼすおそれがあり、今後の附属学校の運営に支障が生じるおそれがあり、開示することはできない。 |
| 図書館運営費 | 図書館運営費執行状況の額の内訳については、管理費の規 |

| | |
|-------------|--|
| 執行額の内訳 | 模や物品，図書購入の額などの情報であるが，これは，関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報で，これを公にした場合，今後の図書館予算の適正な執行や運営に支障が生じるおそれがあり，開示することはできない。 |
| 公開研究会の決算 | 昨年度の公開研究会の会計報告を職員会議に報告したものであり，その額の内訳は関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報で，これを公にした場合，今後の公開研究会の開催に支障を及ぼすおそれがあり，開示することはできない。 |
| コピー機リース料金 | 図書館には，大学予算の運営費とは別に，附属学校の生徒等からの受益者負担によるコピー機をリースにより設置している。これは，生徒等の要望を踏まえて設置したものであって，附属学校の予算として公にされるような性格のものではない。これを公にした場合，生徒等から寄附金を徴収していることに対して影響を及ぼすおそれがあり，また，今後の図書館の運営に支障が生じるため，開示することはできない。 |
| 卒業記念品の額 | 卒業記念品の額については，生徒等から徴収した寄附金の額や規模により卒業する年度でその額が異なるものである。よって，附属学校の予算として公にされるような性格のものではなく，これを公にした場合，附属学校業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，開示することはできない。 |
| いじめ対策委員会の内容 | いじめに対し，学校としてどのように取り組むかは重要な課題であり，いじめ対策委員会の具体的な取組内容といった機微情報が記載されている。これを公にした場合，附属学校全体のいじめ対策業務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあり，開示することはできない。なお，個別のいじめ等の報告等は生徒の個人情報であり，不開示情報である。 |
| 課題別学習の予算額 | 各課題別学習からの物品請求予算額は，会議資料に掲載された案であり，その額の内訳は関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報で，これを公にした場合，今後の課題別学習からの物品請求に影響を及ぼすとともに，各教諭が外部からの批判等を意識して，物品請求しなくなるなど，今後の課題別学習の編成に影響を及ぼすおそれがあり，開示することはできない。 |
| 指定校推薦一覧 | 当該不開示部分は，特定年度Bの指定校推薦基準一覧であり，関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運 |

| | |
|------------------|---|
| | <p>用している情報である。これを公にした場合、教育の公平、公正性が保てなくなる状況になってしまうおそれがある。また、一覧にある当該法人との信頼関係が損なわれることで関係が悪化し、十分な協力が得られなくなって、今後の大学受験にも影響を及ぼすおそれがあることから、開示することはできない。</p> |
| 文部科学省委託事業の所要経費内訳 | <p>文部科学省委託事業研究開発学校希望調書については、文部科学省提出用の最終版は開示している。しかしながら、その所要経費の内訳については、公にしておらず、これを公にした場合、今後の同種の委託事業申請に影響を及ぼすとともに、採択された場合の当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| 校内 P H S 番号 | <p>校内固定電話番号については、大学から付与された番号のため慣行として公にされた情報であり、職務遂行情報に該当する情報として開示している。一方、校内 P H S 番号は、緊急時の使用を想定して、附属学校独自の予算で整備したものであり、一部の教職員のみが所持している。これを公にした場合、授業中の教員に不特定多数の外部の者から学校に対する問合せや苦情などの電話がかかってくるおそれがあり、授業の妨げとなることで附属学校業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| 古本市の売上金額 | <p>古本市に出展する古本は、生徒等が私的に持ち寄った書籍等が大半を占めている。その売上金額は、附属学校の予算として公にされるような性格のものではない。</p> <p>当該不開示部分には、银杏祭での古本市の売上金額が記載されており、これを公にした場合、寄附金額（売上金額）といった機微情報を開示したことで、生徒等から今までのような寄附の協力が得られなくなるおそれがあり、寄附金額への影響にとどまらず、学校諸行事そのものが円滑に行われなくなるおそれがあるため、開示することはできない。</p> |
| 公開研究会の支出予定内訳 | <p>当該年度の公開研究会の支出予定額を職員会議に報告したものであり、その額の内訳は関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報で、これを公にした場合、今後の公開研究会の開催に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| 音楽祭に要する費用 | <p>当該不開示部分には、学校行事である音楽祭実施に係る具体的な金額が記載されているため、これを公にした場合、そ</p> |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>の行事に予定している予算配分額が明らかとなり、金額の多寡に関して、適切性等に対する問合せやその対応により、今後の学校諸行事の運営に支障が生じる状況になるおそれがある。また、音楽祭に係る費用は、生徒の保護者から徴収しており、附属学校の予算として公にされるような性格のものではなく開示することはできない。</p> |
| <p>银杏祭活動補助費の残金</p> | <p>当該不開示部分には、当該年度の银杏祭に出店した各団体への補助配布額並びにその残金が記載されている。これを公にした場合、今後の银杏祭の適切な実施に支障が生じるおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>コンピュータリース料金</p> | <p>コンピュータリース料金については、管理運営費そのものであり、関係教職員以外の者には知らせないことを前提としている情報で、これを公にした場合、コンピュータリースを依頼する業者の選定、金額の多寡に関して、適切性等に対する問い合わせがなされ、その対応に忙殺されることにより、今後の附属学校の物品等調達事務の適正な遂行に支障が生じる状況になるおそれがある。また、一般的に他の業者に知られたくない情報であり、今後の業者との交渉に悪影響を及ぼす可能性が高く、この点からも、附属学校の物品等調達事務の適正な遂行に支障が生じる状況になるおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>学校評価結果</p> | <p>保護者及び生徒に対し、毎年、学校評価をお願いしており、その結果をまとめたものであるが、学校全体の運営に直結する内容を評価したものである。これを公にした場合、外部からの批判等を意識して萎縮し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の附属学校全体の運営に支障が生じるおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>CALL教室改修費用の内訳</p> | <p>老朽化が著しいCALL教室の改修について、今後行う予定の案の金額や改修規模を記載しているが、その内訳は関係教職員以外の者には知らせないことを前提としている情報で、これを公にした場合、今後の附属学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>部活動補助費の残金</p> | <p>当該不開示部分には、学校での部活動補助費として、各部への具体的な配分額、具体的執行額、残金が記載されているため、これを公にした場合、各部への予算配分額が明らかとなり、金額の多寡に関して、適切性等に対する問合せやその</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>対応により、今後の学校での部活動の運営に支障が生じる状況になるおそれがあり、開示することはできない。また、生徒会・局・委員会への配分額等は、生徒の保護者から徴収しており、附属学校の予算として公にされるような性格のものではなく開示することはできない。</p> |
| 公開研究会の決算書 | <p>特定年度Aの公開研究会の決算報告を職員会議に報告したものであり、その額の内訳は関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報で、これを公にした場合、今後の公開研究会の開催に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| 教科経費等の執行額 | <p>当該不開示部分には、学校での各教科毎の予算額、執行額、残金が記載されているため、これを公にした場合、各教科への予算配分額が明らかとなり、金額の多寡に関して、適切性等に対する問合せやその対応により、今後の学校全体の運営業務の適正な遂行に支障が生じる状況になるおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| 保健室の来室状況 | <p>当該不開示部分には、特定年度Aに生徒が保健室を利用した実績の詳細や、生徒の不調や不登校等の具体的人数も記載されており、その内訳は関係教職員以外の者には知らせないことを前提としている情報で、これを公にした場合、今後の保健室業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| 校内委員会の委員名 | <p>当該不開示部分を公にした場合、今後、同種の委員会が設置された際に、関係者等から当該委員への圧力や干渉等が生じ、当該委員会においてだけでなく、今後の委員の選任に際して協力を得られなくなるなど、今後の当該委員会業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| 部活動のあり方 | <p>部活動の在り方は、附属学校における長年の懸案事項であり、当該不開示部分にはその具体的な検討案が記載されているほか、部活動の在り方は、顧問配置等の取扱いにも影響が及ぶため、学校全体の運営に直結する内容を議論した内容も記載されている。これを公にした場合、当該不開示部分が公になると、外部からの批判等を意識して萎縮し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の附属学校の運営及び生活指導部業務の運営に支障が生じるおそれがあり、開示することはできない。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| 不正行為に関する生徒手帳の改訂案の内容 | 当該不開示部分には、生徒手帳に記載されている不正行為の内容について、生活指導部として、不正行為への対応案やその対応案を具体的にどこまで生徒手帳に記入するかの検討案が記載されており、これを公にした場合、外部からの批判等を意識して萎縮し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の生活指導部業務の運営に支障が生じるおそれがあるため、開示することはできない。 |
| 学校内の予算額・決算額（案） | 学校内の予算額・決算額（案）については、附属学校の予算額別に項目名ごとの予算額、執行額の詳細が記載されているが、これは、関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報で、これを公にした場合、今後の附属学校全体の業務の適正な執行や運営に支障が生じるおそれがあり、開示することはできない。 |
| 授業検討会での意見交換内容 | 授業検討会における特定教諭の個人的な見解及び具体的な意見が記載されており、これを公にした場合、外部からの批判等を意識して萎縮し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の附属学校授業検討会業務の適正な運営に支障が生じるおそれがあり、開示することはできない。 |
| いじめ対策委員会のアンケート内容 | いじめに対し、学校としてどのように取り組むかは重要な課題であり、いじめ対策委員会のアンケート内容は、これを公にした場合、附属学校全体のいじめ対策業務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあり、開示することはできない。 |
| 银杏祭に関する意見交換 | 银杏祭に関する意見交換には、特定教諭の個人的な見解及び具体的な意見が記載されており、これを公にした場合、外部からの批判等を意識して萎縮し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の银杏祭業務の適正な運営に支障が生じるおそれがあり、開示することはできない。 |
| 文部科学省研究開発希望調書の案文 | 文部科学省委託事業研究開発学校希望調書については、文部科学省提出用の最終版は開示しているが、最終版を確定するため複数回にわたり、職員会議に付議しており、その案の資料は最終版と内容が必ずしも合致していない。よって、これを公にした場合、案の資料については、今後の同種の委託事業申請に影響を及ぼすおそれがあり、ひいては、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。 |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>宿泊行事における課題</p> | <p>附属学校が行っている宿泊行事は、他の学校でいう修学旅行であるが、その行事の課題や問題点等を引率教諭がアンケート方式で記載したものである。これを公にした場合、外部からの批判等を意識して萎縮し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の附属学校の宿泊行事の適正な運営に支障が生じる状況になってしまうおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>教育実習アンケート結果</p> | <p>当該アンケートは、関係教職員以外の者には知らせないことを前提としており、当該文書には教育実習生の自由記述による意見も記載されている。これを公にした場合、外部の不特定多数の者からの問合せへの対応に時間を取られることとなるおそれがあり、場合によっては実習生の指導教員が非難や誹謗中傷を受ける可能性も否定し難く、教育実習の改善に向けた検討、取組に支障を及ぼすこととなって、ひいては附属学校における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>試験監督マニュアル・テストの心得改訂案</p> | <p>当該不開示部分には、定期考査における試験監督の具体的な業務内容が記載されており、また、テストの心得は、関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報であり、これを公にした場合、附属学校定期考査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>健康診断アンケート結果の内容</p> | <p>当該アンケートは、関係教職員以外の者には知らせないことを前提としており、当該文書には生徒の健康診断に対する自由記述による意見も記載されている。これを公にした場合、外部の不特定多数の者からの問合せへの対応に時間を取られることとなるおそれがあり、場合によっては非難や誹謗中傷を受ける可能性も否定し難く、健康診断の改善に向けた検討、取組に支障を及ぼすこととなって、ひいては附属学校における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>再任用教員の任務についての意見交換</p> | <p>再任用教員の任務についての意見交換内容については、関係教職員以外の者には知らせないことを前提としており、これを公にした場合、再任用教員の採用等に影響がでるおそれがあり、ひいては今後の附属学校業務の運営に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>教科書採択に</p> | <p>教科書採択に関する意見交換の内容については、関係教職</p> |

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>関する意見交換</p> | <p>員以外の者には知らせないことを前提としており、教科書採択は慎重を期して対応する必要がある情報であるため、これを公にした場合、今後の附属学校の教科書採択業務に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>課題別学習の宿泊研修に対する意見交換</p> | <p>当該不開示部分は、関係教職員以外の者には知らせないことを前提としており、当該文書には宿泊を伴う課題別学習の是非について、教諭からの自由な意見も記載されている。これを公にした場合、外部の不特定多数の者からの問合せへの対応に時間を取られることとなるおそれがあり、場合によっては非難や誹謗中傷を受ける可能性も否定し難く、課題別学習の改善に向けた検討、取組に支障を及ぼすこととなつて、ひいては附属学校における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>卓越教職大学院及び新たなセンター創設の構想案の文書</p> | <p>当該不開示文書は、東京大学教育学部での今後の構想用の案の資料であり、構想には附属学校の役割もあるため会議資料としたものである。よつて、関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報であるとともに、これを公にした場合、教育学部との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後の附属学校と教育学部が連携で実施する事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>主幹教諭のあり方</p> | <p>当該不開示部分は、主幹教諭制度が導入された当時の管理職が、主幹教諭はどうあるべきかについて、詳細な意見を記載した機微情報である。よつて、関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報であり、これを公にした場合、附属学校における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>教育実習のあり方</p> | <p>当該不開示部分には、本校卒業生を本校での教育実習生として受け入れるべきかどうかについて、詳細に記載したものである。よつて、関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報であり、これを公にした場合、今後の附属学校における教育実習業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>银杏祭教員アンケートまとめの内容</p> | <p>当該アンケートは、関係教職員以外の者には知らせないことを前提としており、当該文書には银杏祭の実施に対する自由記述による意見が記載されている。これを公にした場合、外部の不特定多数の者からの問合せへの対応に時間を取られ</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| | <p>ることとなるおそれがあり，場合によっては非難や誹謗中傷を受ける可能性も否定し難く，银杏祭の改善に向けた検討，取組に支障を及ぼすこととなつて，ひいては附属学校における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり，開示することはできない。</p> |
| <p>银杏祭生徒アンケート集計結果</p> | <p>当該不開示部分は，関係教職員以外の者には知らせないことを前提としており，当該文書には生徒からの银杏祭のアンケートの集計結果が記載されている。これを公にした場合，外部の不特定多数の者からの問合せへの対応に時間を取られることとなるおそれがあり，場合によっては非難や誹謗中傷を受ける可能性も否定し難く，银杏祭の改善に向けた検討，取組に支障を及ぼすこととなつて，ひいては附属学校における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり，開示することはできない。</p> |
| <p>学校生活調査集計結果</p> | <p>当該不開示部分には，いじめ問題を想定した生徒へのアンケートとなつており，それを詳細に記載した機微情報である。また，今後の取組や指導方法の内容も記載している。よつて，関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報であり，これを公にした場合，生徒が今後の附属学校における健全な学校生活を送ることに支障を及ぼすおそれがあり，ひいては附属学校における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり，開示することはできない。</p> |
| <p>宿泊行事総括での生徒の意見</p> | <p>当該不開示部分は，関係教職員以外の者には知らせないことを前提としており，当該文書には宿泊行事総括での生徒からの自由記述の回答が記載されている。これを公にした場合，外部の不特定多数の者からの問合せへの対応に時間を取られることとなるおそれがあり，場合によっては非難や誹謗中傷を受ける可能性も否定し難く，宿泊行事の改善に向けた検討，取組に支障を及ぼすこととなつて，ひいては附属学校における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり，開示することはできない。</p> |
| <p>見積書のうち，業者名や，見積金額，担当者等</p> | <p>当該不開示部分は関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用しているものであるが，これを公にした場合，見積書の提出を依頼する業者の選定，金額の多寡に関して，適切性等に対する問合せがなされ，その対応に忙殺されることにより，今後の附属学校の物品等調達事務の適正な遂行に支障が生じる状況になるおそれがある。また，費用の見</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | 積金額という、一般的に他の業者に知られたくない情報であるとともに、附属学校における調達金額の算出の基礎となる情報を公にすることが、今後の業者との交渉に悪影響を及ぼす可能性が高く、この点からも、附属学校の物品等調達事務の適正な遂行に支障が生じる状況になるおそれがあり、開示することはできない。（上記第3の2の補充理由説明書と同旨） |
| 定期考査における出来事 | 当該不開示部分は、定期考査中に生じた個別の出来事の詳細が記載された機微情報であり、これを公にした場合、今後の定期考査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。 |
| 成績会議の内容 | 当該不開示部分は、成績会議の具体的進行方法や欠席等の具体的取扱い方法などの機微情報が記載されており、今後の成績会議業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。 |
| 卒業認定に関する取扱い | 当該不開示部分は、卒業するために必要な単位数や必要となる教科・科目が具体的に記載されており、卒業認定となる機微な情報でもあり、今後の附属学校業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。 |
| 次年度の推薦・一般選抜用募集要項案 | 当該不開示部分は、次年度の推薦・一般選抜用募集要項の案の資料であり、今後、受験を考えている方々や関係者に知られてしまうと、不適当な行動を取られるおそれもあり、教育の公平、公正性が保てなくなる状況になってしまうおそれがあり、これを公にした場合、今後の附属学校生徒の選抜業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。 |
| 一般選抜に関する記述 | 当該不開示部分は、一般選抜での試験官の割り振りや審査するための具体的な方法が詳細に記載されている回収資料である。今後、受験を考えている方々や関係者に知られてしまうと、不適当な行動を取られるおそれもあり、教育の公平、公正性が保てなくなる状況になってしまうおそれがあり、今後の附属学校生徒の一般選抜業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。 |
| センター試験自己採点結果 | 当該不開示部分は、当時の大学入試センター試験受験者の自己採点結果を一覧にまとめた機微情報である。よって、関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報であり、これを公にした場合、今後の附属学校業務 |

| | |
|---|---|
| | <p>の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>卒業研究アンケートの内容・論文執筆のための研究調査協力の内容・教員からの研究協力依頼・計画書</p> | <p>当該不開示部分には、卒業研究でのアンケート実施を予定している生徒、論文執筆のための研究調査協力を予定している学部生・大学院生、研究協力依頼を予定している教育学部等の教員からの計画書であり、職員会議にてその計画を承認するかどうか諮っているものであるが、各個人が研究するために作成した法人文書である。よって、関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報であり、これを公にされた場合、今後の附属学校での研究協力業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>教員採用選考に関する記述、専任教員の公募内容</p> | <p>当該不開示部分は、次年度の専任教諭の選考スケジュール及び公募した結果の内容が詳細に記載されており、関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報であり、これを公にした場合、今後の附属学校の教員採用業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>カリキュラムでの勤務時間のあり方</p> | <p>当該不開示部分は、教育学部の授業の受持・担当の関係で、個別に勤務時間の在り方（勤務時間の割振りを含む）を記載しており、関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報であり、これを公にした場合、今後の附属学校教諭の勤務時間の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>再任用教諭の勤務内容</p> | <p>当該不開示部分は、再任用教諭の具体的な勤務内容を記載しており、関係教職員以外の者には知らせないことを前提として運用している情報であり、これを公にした場合、今後の附属学校教諭の再任用に影響を及ぼすおそれがあり、附属学校の適正な再任用制度の運用等に支障が生じるおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>教職員数の内訳</p> | <p>当該不開示部分は、文部科学省委託事業希望調書の教職員数欄であるが、教職員の大学運営上の定員数と実際の実員数は、若干異なっている。従って、これを公にした場合、今後の附属学校教職員の適正配置に影響を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| <p>図書室における職員配置の</p> | <p>当該不開示部分は、学校訪問等の出張報告書のうち、他大学における図書室の職員配置等について詳細に記載してい</p> |

| | |
|---------------------|--|
| 現状 | <p>る。この情報は、附属学校図書室の職員配置に直接結びつく情報ではないものの、これを公にした場合、他大学図書室と附属学校図書室との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、今後の附属学校図書室における職員の適正配置に影響を及ぼすおそれがあり、ひいては附属学校図書室における業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあり、開示することはできない。</p> |
| いじめ等生徒の個別の案件に関する文書等 | <p>いじめ等生徒の個別の案件に関する文書は、いじめの具体的内容や加害者への具体的指導方法等が詳細に記載された機微情報である。いじめに対し、学校としてどのように取り組むかは重要な課題であり、これを公にした場合、附属学校全体のいじめ対策業務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあり、開示することはできない。なお、個別のいじめ等の報告等は生徒の個人情報であり、不開示情報である。</p> |